各都道府県建設業協会事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会 専務理事 山 崎 篤 男

新型コロナウイルス感染症(COVID(コビット)-19)対策の徹底について

平素は本会の業務運営に当たり、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

2月18日付の事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止についてお願いいたしましたが、2月17日付で厚生労働省が「新型コロナウイルスを防ぐには」を発表し、国民に呼びかけを行いました。

つきましては、貴会並びに貴会会員企業の皆様においても一層感染予防の対応を講 じていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上

関係団体各位 殿

国土交通省土地 • 建設産業局

新型コロナウイルス感染症 (COVID(コビット)-19) 対策の徹底について

現在、国土交通省では、新型コロナウイルス感染症の更なる拡大を防止するため、「国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置するなど、全省を挙げて対策を講じているところです。

本日、厚生労働省において、別添のとおり「新型コロナウイルスを防ぐには」を発表し、国民に対して呼びかけを行ったことから、貴団体及び傘下企業におかれましても感染予防の対応を講じるようお願いします。

(参考)

○首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて~一人ひとりができる対策をしっておこう~」 https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html

○内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

せき

ウイルス性の風邪の一種です。**発熱やのどの痛み、咳が長引くこと(1週間前後)が多く、強いだるさ(倦怠感)を訴える方が多いことが特徴**です。 感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日(多くは5日から6日)といわれています。

新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染によりうつるといわれています。

飛沫感染

感染者の飛沫(くしゃみ、咳、つばなど)と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。 特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触った ものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能 性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人混みの多い場所を避けるなど、 より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている (解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、 専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。 マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。 詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

-般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについて は、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>		